

令和8年度 松戸市スクールソーシャルワーカー募集について

1 任用までの流れ

- (1) 履歴書・登録申請書・小論文を提出していただきます。(登録申請)
- (2) 書類選考を行った後、面接のご連絡をします。
- (3) 面接にて選考を行い、後日結果についてご連絡をします。
- (4) 採用となった場合、スクールソーシャルワーカーとして任用されます。

※登録者の中から選考するほか、ハローワーク等により直接募集することもあります。

2 募集概要

勤務条件等

募集	スクールソーシャルワーカー
勤務場所	松戸市教育委員会児童生徒課 古ヶ崎分室(松戸市古ヶ崎1-3073 松戸市立第一中学校みらい分校隣接) または市内中学校
主な業務内容	学校と関係機関との連携、児童生徒の生活環境の改善に向けた支援
報酬	時給 2,420 円 ※給与改定や最低賃金の改定等により変更する場合があります。
資格条件	社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する方(取得見込み可)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
条件付採用期間	原則1か月間(再度の任用の場合も同様)
勤務日数・勤務時間	週4日 1日8時間(休憩45分を含む)
時間外労働	原則として命じない
通勤費用	支給要件を満たした場合に支給
期末手当	6月、12月に支給 ※支給要件を満たした場合に支給
休日	土曜・日曜・祝日・年末年始 ※上記の休日に勤務となる場合があります。
休暇等	年次有給休暇、忌引休暇等を規定により付与します。
社会保険等	社会保険、雇用保険 ※加入要件を満たした場合に加入
公務災害	公務上の災害または通勤による
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象になります。

3 登録要件

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合は登録することができません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 松戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 登録方法

松戸市教育委員会ホームページ（「教育委員会採用情報（市立学校関係）」→「令和8年度採用スクールソーシャルワーカーを募集します【児童生徒課】」のページ）より履歴書、登録申請書、小論文の用紙をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、電子申請フォームまたは郵送、持参にて下記問い合わせ先までご応募ください。

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/kyoiku_saiyo/gakkou/ssw2020nenndo.html



HP 二次元コード▶

5 登録申請書類提出期限

令和8年1月23日（金曜）必着

6 応募・問い合わせ先

〒271-8588

千葉県松戸市根本356番地 京葉ガスF松戸ビル6階

松戸市教育委員会 学校教育部 児童生徒課

TEL：047-366-7461